

「伯耆文化研究」第13号抜刷

伯耆国および他の令制国の式内社に関する  
推計統計学的考察

八尾正己

# 伯耆国および他の令制国の式内社に関する 推計統計学的考察

八尾正己

## はじめに

伯耆国の古代史研究のための文献的史料は必ずしも充足しているとは言えない。そのため考古資料、民俗学的資料等を併せて集学的に検証する事が不可欠になると思われる。しかし、特に神社伝承についてはその重要性に反し信頼性が疑問がある点も否めない。そこで比較的史料の蓄積がなされ始めた平安時代の神社資料を推計統計学<sup>(1)(2)</sup>を用いて科学的に検証し、それを基にして伯耆国の古代史を考える足掛かりとしたい。

平安時代に記載された式内社の検索を行うと、先ず目にとまるのが伯耆国の式内社の少なさである。式内社は延喜式がまとめられた十世紀初頭に朝廷から官社として認識され幣帛を受けていた神社であり、その選定には政治色が強く反映されているとされる。しかしその根拠を明示した文献を渉獵することは出来なかった。そこで推計統計学方法によって当時の伯耆国の式内社数が有意に寡少であると判断出来るか否かを検定すると共に、そこに至った背景について考察を加えたいと考える。

## 【目的】

伯耆国の式内社数を他国と比較し、その多寡についての科学的根拠を確保するために推計統計学的な検定を行う。さらにそれに影響を与えたと思われる諸要因についての検討を試みる。

それらを基にして伯耆国の古代史を探る足掛かりに出来ればと願うとともに、併せて当時の令制諸国および伯耆国の国勢を把握し、西暦900年前後の伯耆国の実情を考証する。

## 【材料と方法】

### 1. 材料

#### (1) 式内社について

式内社は藤原時平、藤原忠平兄弟を中心に905年(延喜五年)から編纂され、927年(延長五年)に完成されたとされる『延喜式』神名帳の巻九・十に記載された古社である。『神名帳』には国・郡別に神社が羅列されており、官幣・国幣の別、大社・小社の別と座数、幣帛を受ける祭祀の別が明記されているのみで、各式内社の祭神名や由緒などについては記載がない。現代における式内社の御祭神については、当時のものと同一という確証がないためその検討は行い得なかった。式内社数については『新訂増補国史大系延喜式』<sup>(3)</sup>を参照した。

#### (2) 令制国の面積について

1882年(明治十五年)に太政官統計院より刊行された『日本帝国統計年鑑』<sup>(4)</sup>を参照した。面積は便宜的に方里からkm<sup>2</sup>に換算して示した(1方里≒15.423km<sup>2</sup>)。これらの面積は伊能忠敬の「大日本沿海輿地全図」の大図(縮尺1/36,000)などを基に算出されている。明治時代の面積ではあるが、大宝律令が制定された701年から廃藩置県が行われた1872年(明治四年)まで令制国の国

土に大きな変更がなかったことを拠にして当時の令制国の面積とした。

### (3) 令制国の人口

近代以前の人口については各種の推定がなされている。推定原理の多くは、『和名類聚抄』<sup>(5)</sup>あるいは『拾芥抄』等に記載のある田積を1人当たりの配給面積で除し、それに6歳未満の不産人口および非農業従事者人口を加えたものである。従って、推定人口と郡数・郷数は連動することになる。鬼頭宏の900年の推定人口は、『和名類聚抄』記載の田積数について1人当たり配給面積を1.6反、6歳未満人口を6歳以上人口の16%、平安京の推定人口を12万人として、さらに田積から求まる人口の約0.4倍が他の農業・狩猟により養われていたと仮定することで算出している。今回の検索では、鬼頭宏<sup>(6)(7)(8)</sup>、速水融<sup>(9)(10)</sup>の著作を参照した。

### (4) 令制の国数・郡数・里数について

令制国の郡数、郷数については、承平年間(931年-938年)に源順が編纂したとされる『和妙類聚抄』の現代語訳である『和名類聚抄郡郷里驛名考證』<sup>(11)</sup>を参照した。

### (5) 田積、出挙について

『和名類聚抄郡郷里驛名考證』から田積数を算出した。

### (6) その他

伯耆国の式内社、遺跡・遺構・遺物については、『新修米子市史』巻一<sup>(12)</sup>巻七<sup>(13)</sup>、『鳥取県史』巻一<sup>(14)</sup>、『鳥取県神社誌』<sup>(15)</sup>等々<sup>(16)(17)</sup>を参照した。

## 2. 方法

上記の資料から令制国の式内社数および令制国の面積、推定人口、郡数・郷数を集計し、推計統計学的検定を行った。式内社数の多寡については、平均値の検定であるZ検定を施行し有意差を求めた。または2群間の差はt検定にて判定した。有意差については下記のように記載した。

黒色  $p \geq 0.05$  (有意差無し、平均値より多いといえる)

灰色  $p < 0.05$  (有意差あり、平均値より少ないと言える)

白色  $p < 0.01$  (有意差あり、平均値より極めて少ないと言える)

## 【結果】

### 1. 令制国諸国の式内社数に関する検定

『延喜式』巻九・十の神名帳を参考に令制国の郡数、郷数および式内社数を検索した(表1)。令制国68国(2島66カ国)の式内社数の合計は2861社(3132座)、全国平均は42.1社、標準偏差は50.0社であった。

伯耆国は6社6座で、近隣の出雲国187社、因幡国42社、隠岐国17社に比較してかなり少ない印象を受けた。この数値が統計学的に少ないと断定出来るか否かの検証を行った。

#### (1) 全国的傾向

令制国の式内社数は最多であった伊勢国の232社から最少であった薩摩国、志摩国の2社までかなりの差があった。Z検定で有意に式内社数が多かった令制国を図1に、有意に式内社数が少なかった令制国を図2に示す。図1には併せて偏差値を示した。概ね畿内より東側の国には多く、

西側の国には少ない傾向があった。

(2) 五畿七道の平均式内社数

道別の式内社数合計を図3に、令制国道別の式内社数合計を図3に、令制国1カ国当たりの平均式内社数を図4に示した。令制国1カ国当たりの平均式内社数は畿内が最多で90.8社、西海道が最少で8.9社であった。概ね畿内から西に向かうほど式内社数は少なくなる傾向を認めた。

(3) 令制諸国の式内社数の検定

①畿内、東海道の式内社数 (図5-1)

畿内では、伊賀国を除いた国で式内社数が多かった。尾張国以東の令制国に式内社数は少なかったが、伊豆国の式内社数は有意に多かった。

②北陸道、東山道の式内社数 (図5-2)

畿内よりかなり遠隔地であるはずの陸奥国の式内社数の多さが注目された。

③山陰道、山陽道の式内社数 (図5-3)

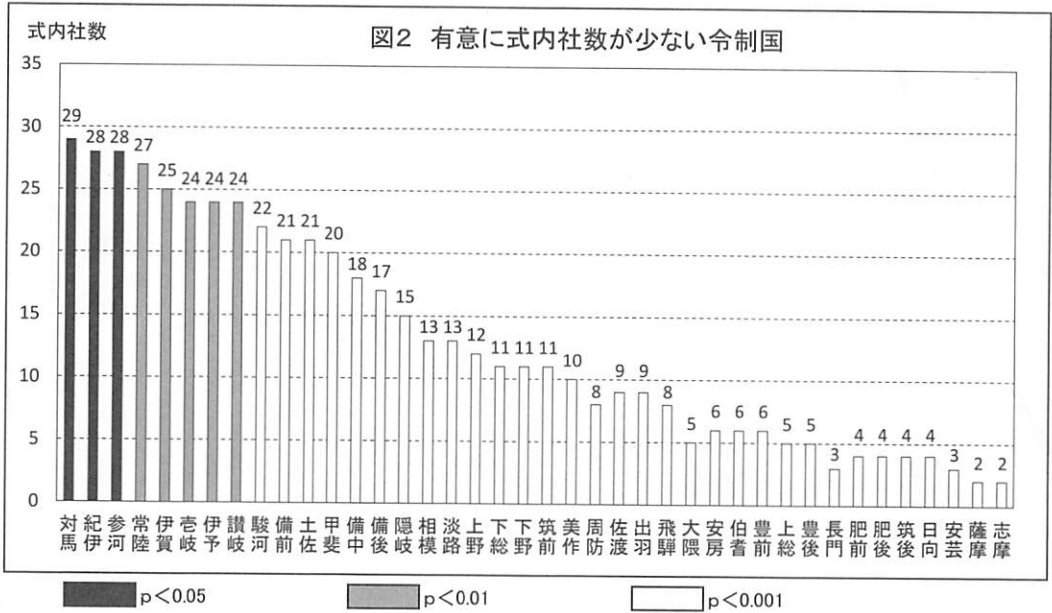
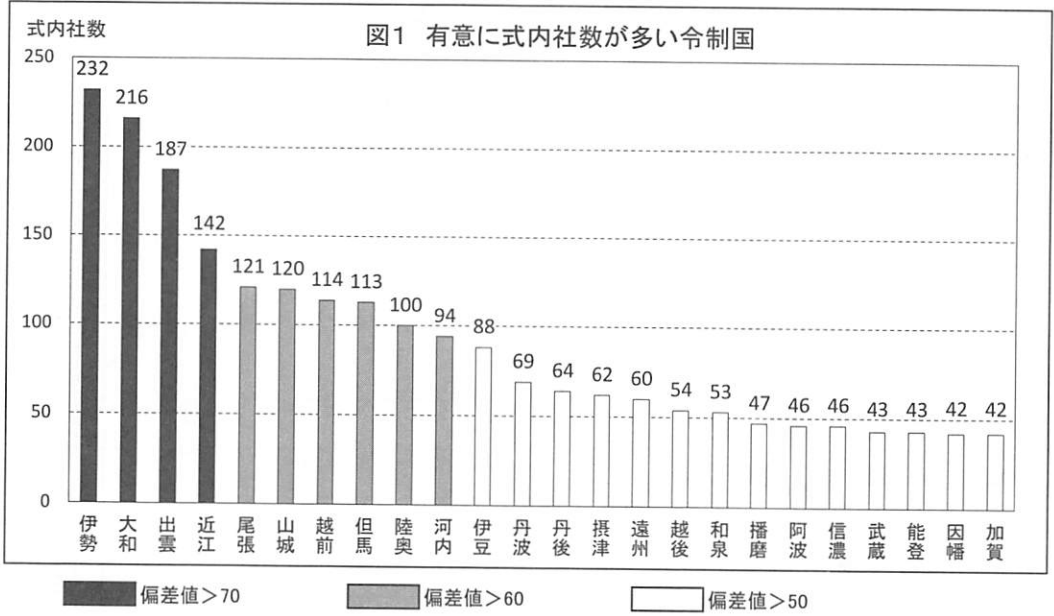
山陰道諸国には式内社が多く、山陽道諸国の式内社数は有意に少なかった。しかし式内社数が多い山陰道において伯耆国の6社は有意に少なかった ( $p < 0.0001$ )。また、隠岐国も15社と式内社数は少なかったが、伯耆国には無い名神大社が4社存在し質的にも伯耆国とは異なっていた。

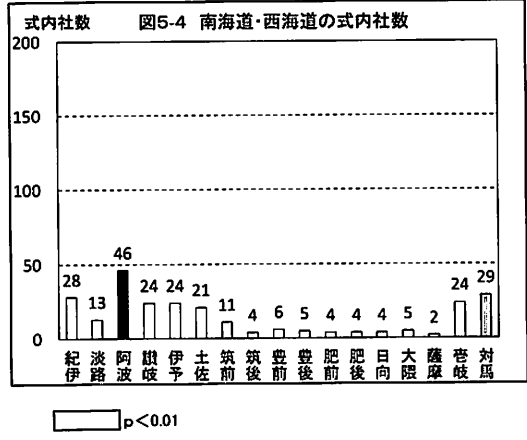
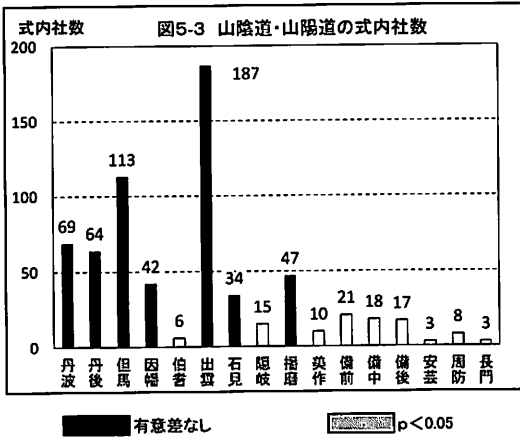
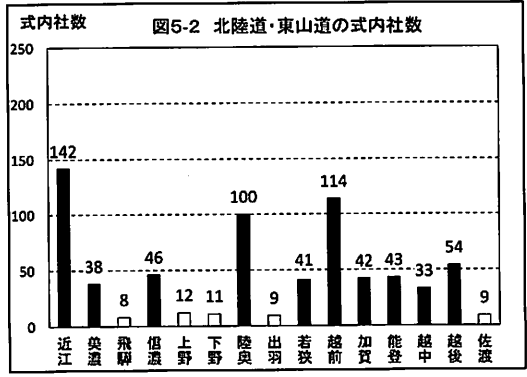
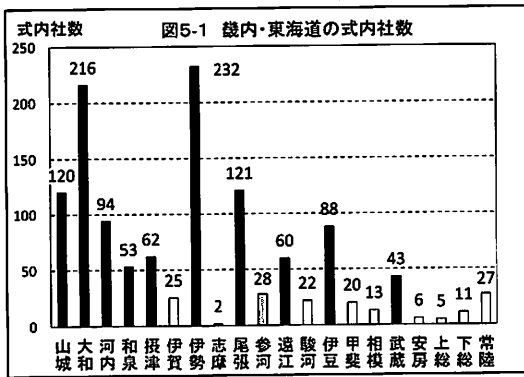
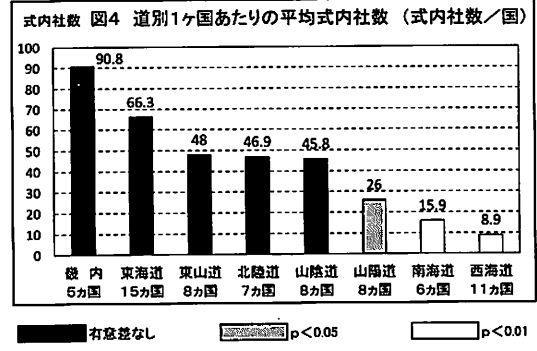
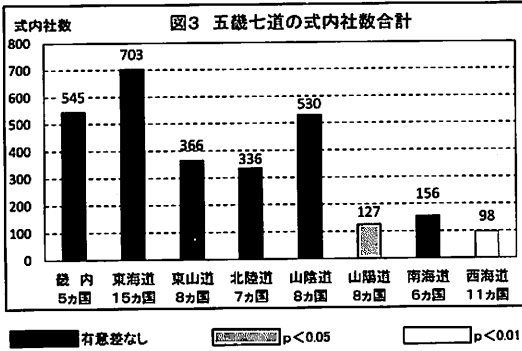
④南海道、西海道の式内社数 (図5-4)

阿波国以外は全ての国において有意に式内社数は少なかった。

表1 令制諸国の郡数・郷数と式内社数

畿内			東海道			北陸道			山陰道			山陽道			南海道			西海道															
国名	郡数	郷数	式社	国名	郡数	郷数	式社	国名	郡数	郷数	式社	国名	郡数	郷数	式社	国名	郡数	郷数	式社	国名	郡数	郷数	式社										
山城	8	78	120	伊賀	4	18	25	近江	12	93	142	若狭	3	21	41	丹波	6	68	69	播磨	12	98	47	紀伊	7	55	28	筑前	15	102	11		
大和	15	89	216	伊勢	13	94	232	美濃	18	131	38	越前	6	55	114	丹後	5	35	64	美作	7	64	10	淡路	2	17	13	筑後	10	50	4		
河内	14	80	94	志摩	2	14	2	飛騨	3	13	8	加賀	4	30	42	但馬	8	59	113	備前	8	51	21	阿波	9	46	46	埴前	8	43	6		
和泉	3	24	53	尾張	8	69	121	信濃	10	67	46	能登	4	26	43	因幡	7	50	42	備中	9	72	18	讃岐	11	90	24	豊後	8	47	5		
摂津	13	78	62	参河	8	69	28	上野	14	102	12	越中	4	42	33	白香	6	48	6	備後	14	65	17	伊予	14	72	24	肥前	11	44	4		
				遠江	13	96	60	下野	9	70	11	越後	7	34	54	出雲	10	78	187	筑紫	8	63	3	土佐	7	43	21	肥後	14	90	4		
				駿河	7	59	22	越前	36	188	100	佐渡	3	22	9	石見	6	37	34	周防	6	45	8					日向	5	28	4		
				伊豆	3	21	88	出羽	11	71	9				隠岐	4	12	15	長門	5	40	3					大隈	8	37	5			
				甲斐	4	31	20																					薩摩	13	35	2		
				相模	8	67	13																					吉岐	2	11	24		
				武蔵	21	118	43																					対馬	2	9	29		
				安房	4	32	6																										
				上総	11	76	5																										
				下総	11	91	11																										
				常陸	11	153	27																										
	郡数	郷数	式社		郡数	郷数	式社		郡数	郷数	式社		郡数	郷数	式社		郡数	郷数	式社		郡数	郷数	式社		郡数	郷数	式社		郡数	郷数	式社		
合計	53	349	545	合計	128	1008	703	合計	113	735	366	合計	31	230	336	合計	52	387	530	合計	69	498	127	合計	50	323	156	合計	96	496	98		
平均	10.6	69.8	109.0	平均	8.5	67.2	46.9	平均	14.1	91.9	45.8	平均	4.4	32.9	48.0	平均	6.5	48.4	66.3	平均	8.6	62.3	15.9	平均	8.3	53.8	26.0	平均	8.7	45.1	8.9		
SD	5.0	26.0	65.5	SD	5.0	39.8	61.0	SD	9.8	51.6	49.8	SD	1.5	12.2	32.3	SD	1.9	20.7	59.4	SD	3.0	18.1	14.3	SD	4.1	25.2	11.0	SD	4.5	28.7	9.0		



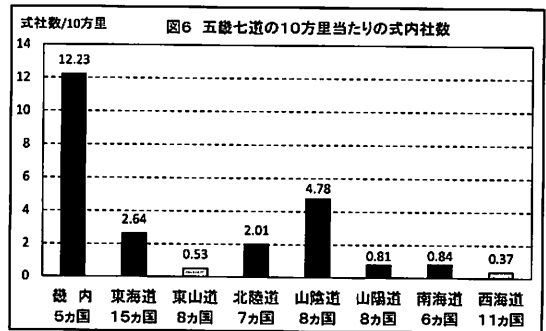


## 2. 令制国の面積と式内社数の検定

令制国の絶対的な面積が小さければ、そこで生活出来る人口、産出される農産物も少ないことが予想され、その結果存在し得る式内社数や式内社の維持運営にも何らかの影響が考えられる。本来は、平野部分の比率、河川の存在、地政学的な位置などの質的な検証が必要かもしれないが、ここでは単純に量的な国の大きさと式内社数の関係を比較し、式内社数に国土面積が関係するかどうかの検証を行った。尚、道別では10万里当たりの式内社数を、国別では1万里当たりの式内社数を検定の対象とした。

### (1) 五畿七道の面積と式内社数の関係 (図6)

道別の10万里当たりに存在する式内社数を計算し、Z検定で多寡の検証を行った。畿内は単位面積当たりの式内社数が最も多く、次に山陰道が続いた。東山道、西海道で有意に式内社数は少なかった。(p < 0.05)



### (2) 令制国諸国の面積と式内社数の関係

#### ① 畿内、東海道諸国の1万里当たりの式内社数 (図7-1)

畿内では全ての国において1万里当たりの式内社数が多かった。

#### ② 東山道、北陸道諸国の1万里当たりの式内社数 (図7-2)

東山道では、近江国を除き全ての国で1万里当たりの式内社数は少なかった。

#### ③ 山陰道、山陽道諸国の1万里当たりの式内社数 (図7-3)

山陰道全体では全国平均より式内社数が多い国が多かった。その中で伯耆国の式内社数は有意に少なかった。山陽道では全ての国において1万里当たりの式内社数が有意に少なかった。

#### ④ 南海道、西海道諸国の1万里当たりの式内社数 (図7-4)

南海道、西海道の双方において、ほとんどの国で1万里当たりの式内社数は少なかった。しかし、沓岐国、対馬国の式内社数は突出して多かった。

### (3) 令制国諸国の面積と式内社数の相関関係

令制諸国の面積と式内社数の相関係数  $r$  は0.080で、相関関係は無いと言える。(図8)

相関関係だけで断じることは出来ないが、各国の式内社数と国土面積の検定結果および相関係数を勘案すれば、式内社数はその国の面積に影響されないことが示唆された。

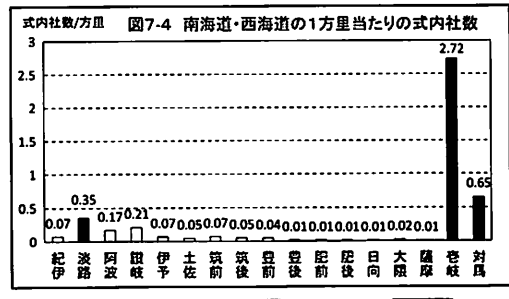
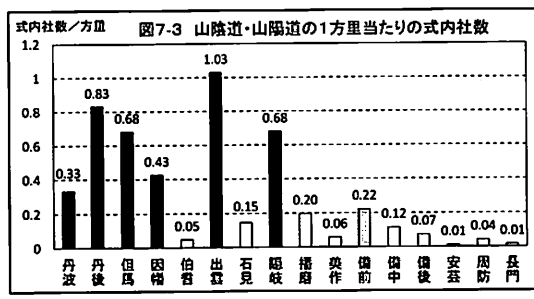
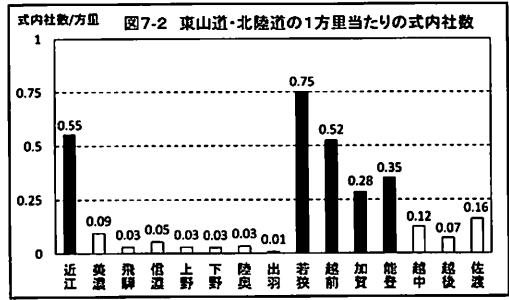
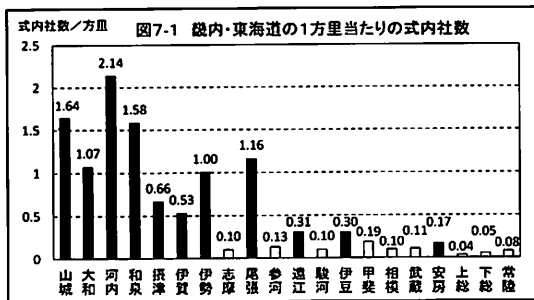
## 3. 令制国の人口と式内社数の検定

人口が少なれば式内社維持のための労働力あるいは生産性の不足が懸念され、同時に式内社数にも何らかの影響が考えられる。ここでは令制国の人口と式内社数の関係を検討する。尚、人口密度と式内社数の関係についても検定したが、図表は紙面の都合上割愛した。

### (1) 五畿七道における人口と式内社数との関係 (図9)

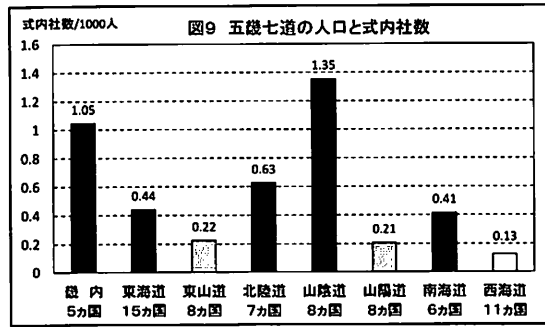
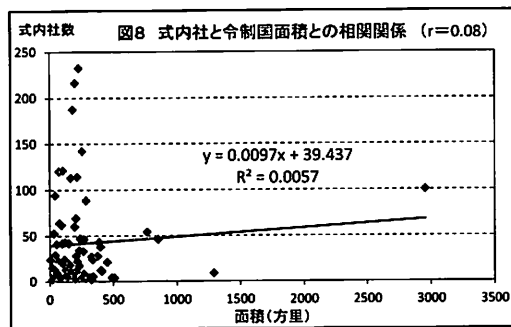
人口1000人当たりの式内社数を算出し、Z検定で各国の人口当たり式内社数が平均値より多い

か否かの検定を行った。東山道、山陽道は  $p < 0.05$ 、西海道は  $p < 0.01$  で有意に1000人当たりの式内社数が少なかった。



■ 有意差なし □  $p < 0.05$  ▨  $p < 0.01$

■ 有意差なし □  $p < 0.05$  ▨  $p < 0.01$



## (2) 令制国諸国の人口と式内社数との関係

### ① 畿内、東海道の人口当たりの式内社数 (図10-1)

畿内では全ての令制国で1000人当たりの式内社数が全国平均を上回っていた。人口、人口密度が極めて小さかった伊豆国の1000人当たりの式内社数の多さが注目値した。

### ② 東山道、北陸道の人口当たりの式内社数 (図10-2)

東山道の1000人当たりの式内社数は少ない傾向があった

### ③ 山陰道、山陽道の人口当たりの式内社数 (図10-3)

人口密度が全国平均を超えていた伯耆国の式内社数は極めて少なかった。山陽道諸国の1000人当たりの式内社数は全て少なかった。



④ 北海道、西海道の人口当たりの式内社数 (図10-4)

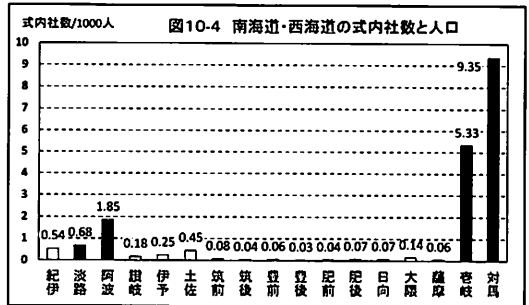
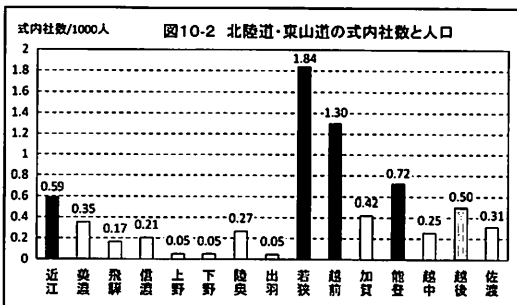
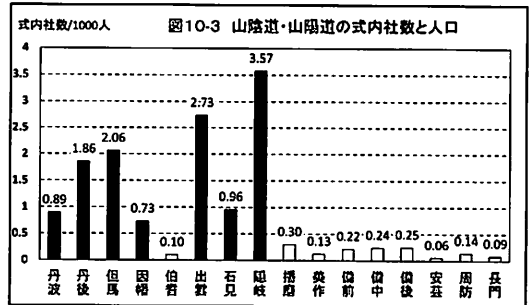
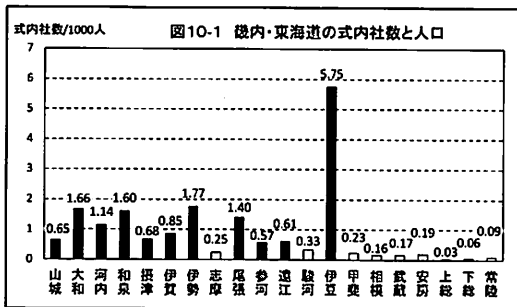
北海道、西海道の式内社数は全般的に少なかったが、壱岐国、対馬国の1000人当たりの式内社数は極めて多かった。

(3) 令制諸国の人口と式内社数の相関関係 (図11)

人口と式内社数の相関係数  $r$  は0.201、説明率  $r^2$  は0.040で相関関係はないと考えられる。また、各国の式内社数と人口の検定結果および相関係数を勘案すれば、式内社数はその国の人口に影響されないことが示唆された。

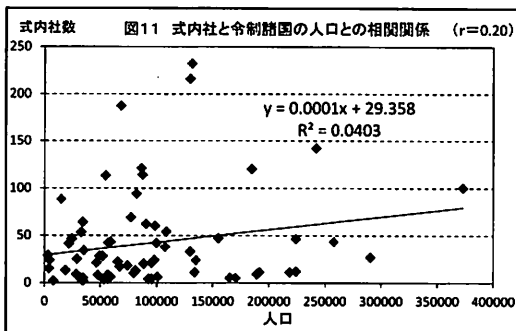
4. 令制国の郡数・郷数と式内社数の検定

群数・郷数は、その地域の人口によって定められたとされている。よって、式内社数と郡数・郷数の関係は、式内社数と人口の関係にほぼ近似することが予測される。しかしながらここでは再度式内社数と郡数・郷数の関係を検証しておく事とする。



■ 有意差なし □  $p < 0.05$  □  $p < 0.01$

■ 有意差なし □  $p < 0.05$  □  $p < 0.01$



郡数の全国平均は1ヵ国当たり8.7郡±2.8、郷数の全国平均は1ヵ国当たり59.1郷±18.0であった。1郡当たりの平均郷数は、 $59.1/8.7 = 6.8$ 郷となる。

郡数の全国平均は1ヵ国当たり8.7郡±2.8であった。Z検定の結果、郡数が7以下の国は統計学的に有意に郡数が少ないと言える。郷数の全国平均は1ヵ国当たり59.1郷±18.0。Z検定の結果、郷数が51以下の国は統計学的に有意に郷数が少ないと言える。

(1) 五畿七道における郡数・郷数と式内社数との関係 (図12-1 図12-2)

概ね、畿内より東側の諸国では郡数、郷数とも少ない傾向があった。

(2) 令制諸国の郡数、郷数と式内社数との関係

a. 令制諸国の郡数と式内社数の関係

令制諸国の1郡当たりの式内社数を図13-1、2、3、4に示した。畿内、北陸道、山陰道では1郡当たりの式内社数は多く、東海道、東山道、山陽道、南海道、西海道では少ない傾向があった。しかし、伊豆国、伯耆国、老岐国、対馬国では他と異なる傾向が見いだされた。

b. 令制諸国の郷数と式内社数の関係 (図14-1、2、3、4)

令制諸国の1郷当たりの式内社数を図14-1、2、3、4に示した。郡数と式内社数の関係と同様な傾向があった。

(3) 令制諸国の郡数・郷数・人口と式内社数の相関関係

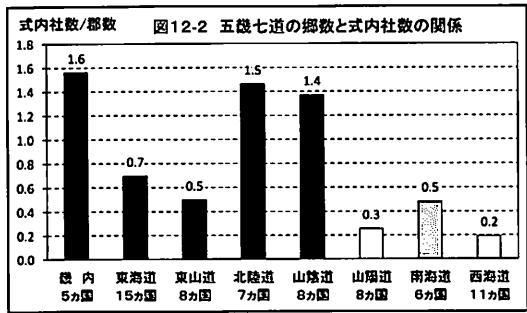
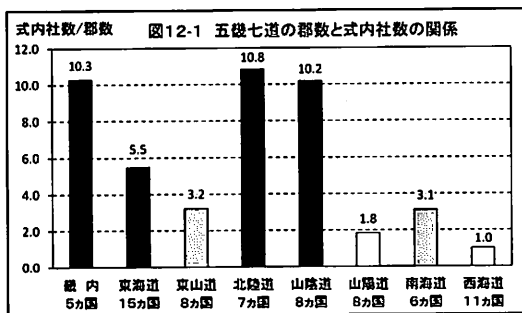
当然のことかもしれないが郡数と郷数の相関係数は0.872で、両者の間には強い正の相関関係があった。郡数と人口との相関係数は0.701で強い正の相関関係が、郷数と人口との相関係数は0.793で強い正の相関関係があった。

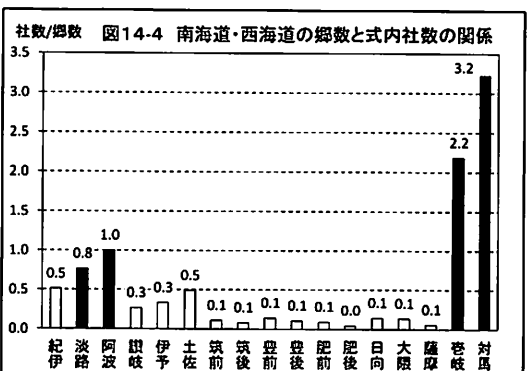
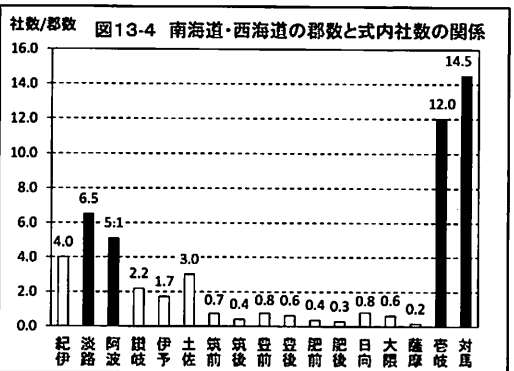
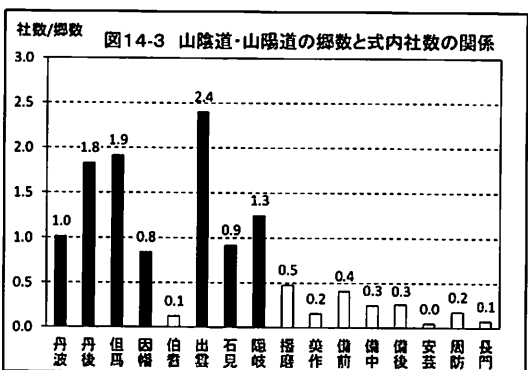
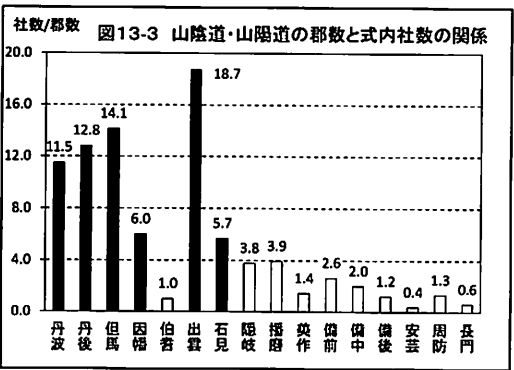
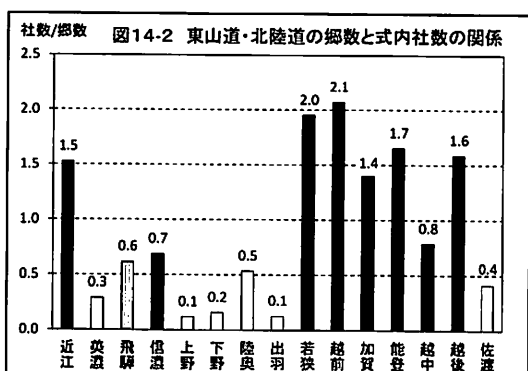
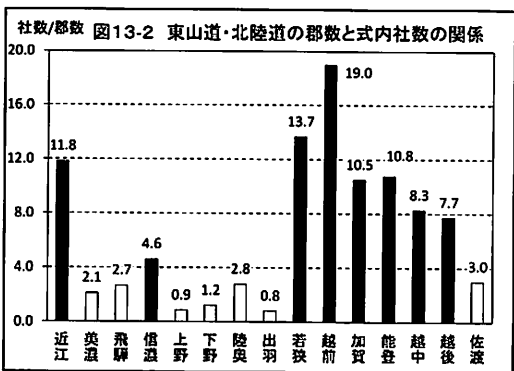
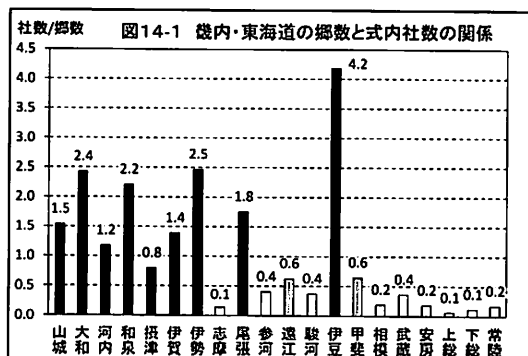
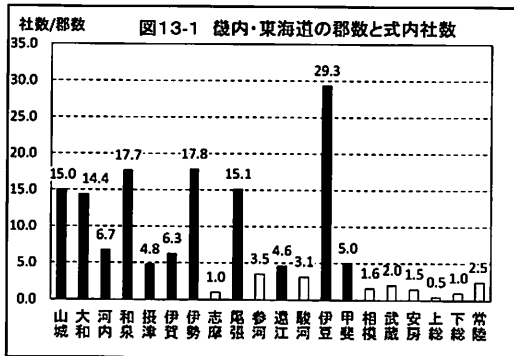
①郡数と式内社数の相関関係 (図15-1)

相関係数は0.253で極めて弱い相関関係があった。しかし説明率 $r^2$ は0.064で郡数が式内社数に関連しているとは考え難い。

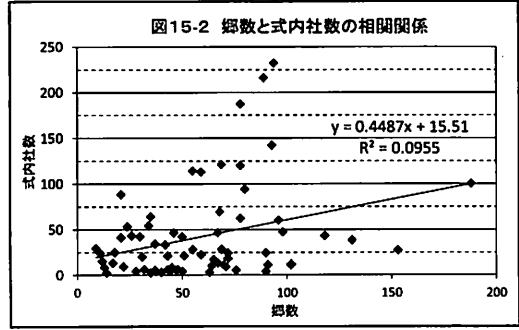
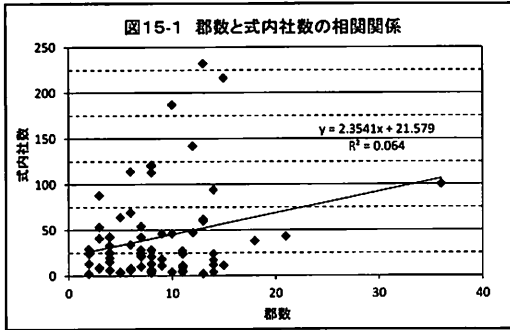
②郷数と式内社数の相関関係 (図15-2)

郷数と式内社数との関係においても相関係数 $r$ は0.309で弱い相関関係があった。しかし同様に説明率 $r^2$ は0.096で上記と同じく郷数が式内社数に関連しているとは考えられない。以上の結果より、国土面積、人口と式内社数との関係と同様に式内社数は郡数・郷数に影響されない事が示唆された。





有意差なし
  p<0.05
  p<0.01



## 5. 令制国の田積・出挙と式内社数の検定

前項において式内社数と人口の間には明らかな関連が無いことが示された。

式内社にはその神階に応じて奉幣が与えられていたというが、その運営維持にそれだけで全てが賄っていたか否かは定かではない。式内社として認定されるためには、認定以前にそれなりの社地・社屋が整えられていなければならなかったという要件があった。それを考えれば、式内社数の多い令制国にはそれに足る経済力が必要であったと推測される。そこで各国の式内社数と田積、出挙との関係について、各国の式内社数を田積、出挙で除し、それぞれの値についてZ検定を施行した。田積は人口に連動するとも思われるが、ここでは地域が持つ経済力の指標の一つとして田積、出挙についての検討を行った。

『延喜式』が編纂された930年前後、すでに公地公民制は崩れ地方にも貴族の荘園が乱立していた。従って地方の田積が必ずしもその地域の経済力を正確に反映しないのかもしれない。また、田積だけが経済力を示すものではなく、木材、鉄などの産物も考慮しなければならないであろうが、一つの指標として田積およびそこから産出された米の産出量の指標である出挙を参考にしてその検証を試みたいと考える。本来は田祖をもってその国の米穀産出量を検討すべきだったが、十分な資料を渉猟し得なかったため出挙を参考にした。なお田積は町単位で示し、1町は9917㎡で、穎稻一束は精米すると春米5升になり、それは現在の2升到相当すると推測されている。また、律令制の田には上田・中田・下田・下々田のランクが存在し、これは一段あたりそれぞれ50束・40束・30束・15束が収穫可能とされていた。よって、上田では一町＝穎稻500束＝春米5升×0.4×500＝1000合＝1石、下々田では一町当たり0.3石の計算が成り立つ。

### (1) 五畿七道における田積・出挙と式内社数の関係 (図16-1 図16-2)

田積1000町当たりの式内社数を求めた。1000町当たりの全国平均式内社数は3.3社で、おおよそ1000町(≒1000石～300石)で3社の式内社が存在していたことになる。

### (2) 令制国諸国の田積・出挙と式内社数の関係

#### A：田積当たりの式内社数

##### ①畿内、東海道諸国における田積当たりの式内社数 (図17-1)

東海道諸国の田積当たりの式内社数は概ね少ない傾向にあったが、伊豆国だけはきわめて高い値を示した。

②東山道、北陸道諸国における田積当たりの式内社数（図17-2）

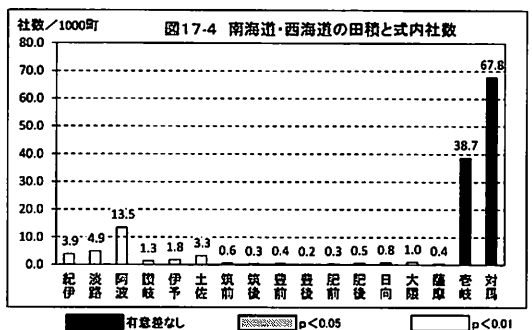
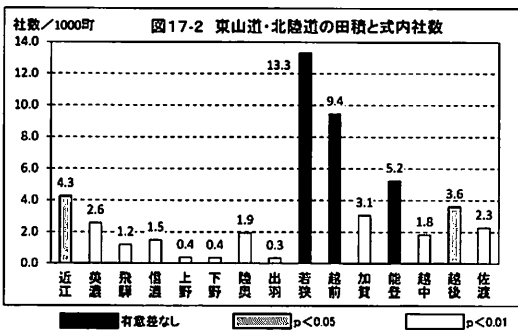
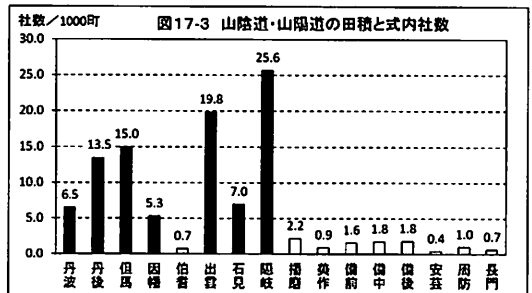
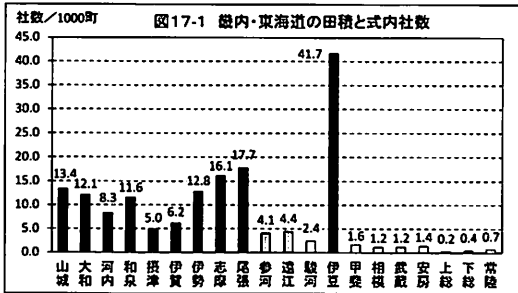
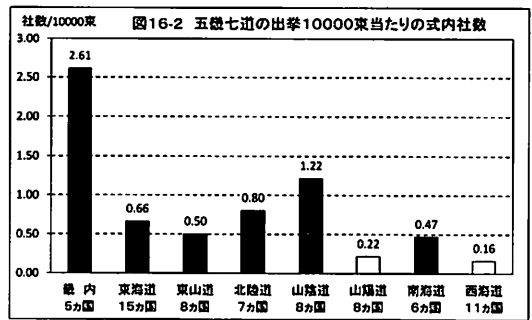
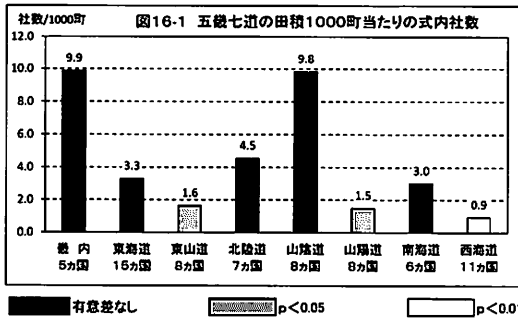
東山道では少なく、北陸道ではやや多い傾向が認められた。

③山陰道、山陽道諸国における田積当たりの式内社数（図17-3）

山陰道では伯耆国を除く全ての国で式内社数は多く、山陽道では全ての国で少なかった。

④南海道、西海道諸国における田積当たりの式内社数（図17-4）

老岐国、対馬国を除く全ての令制国で有意に式内社数は少なかった。



B：出挙当たりの式内社数

出挙10000東当たりの式内社数を求めた。出挙10000東当たりの平均式内社数は2.1社で、およそ10000東（≒20000升＝200石）で2社の式内社が存在していたことになる。

①畿内、東海道諸国における出挙当たりの式内社数（図18-1）

式内社数が2社と全国最少の志摩国で極めて高い数値が認められた。

②東山道、北陸道諸国における出挙当たりの式内社数（図18-2）

概ねほとんどの国で有意に平均以上の数値が認められた。

③山陰道、山陽道諸国における出挙当たりの式内社数（図18-3）

伯耆国の田積は全国的に少ないにもかかわらず出挙は全国平均を有意に上回っていた。しかし、伯耆国の出挙当たりの式内社数は極めて少なかった。

④ 北海道、西海道諸国における出挙当たりの式内社数 (図18-4)

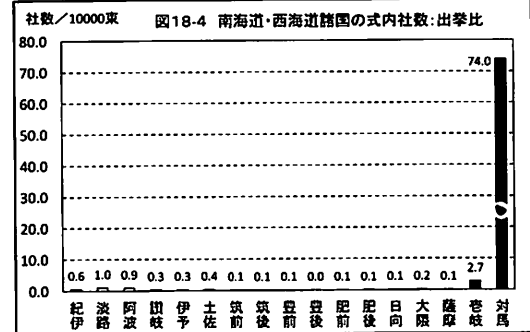
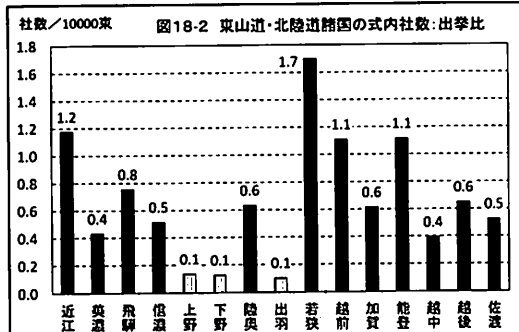
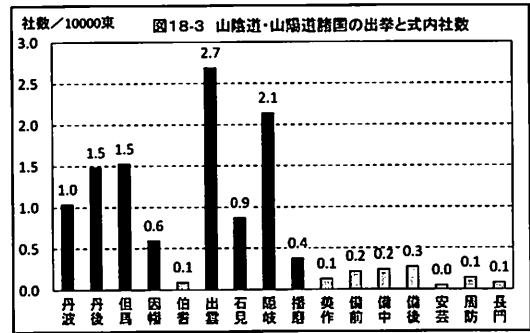
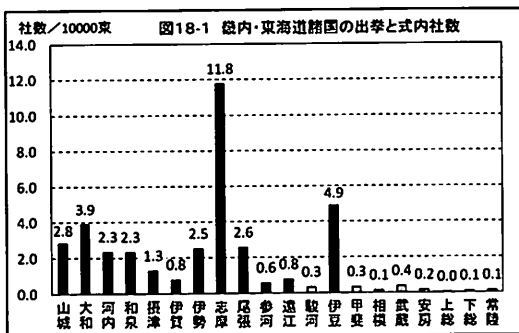
対馬国は出挙が少ないにもかかわらず突出して式内社数が多かった。

(3) 令制諸国の田積・出挙と式内社の相関関係

式内社数と田積、出挙の相関関係を図19-1、図19-2に示す。

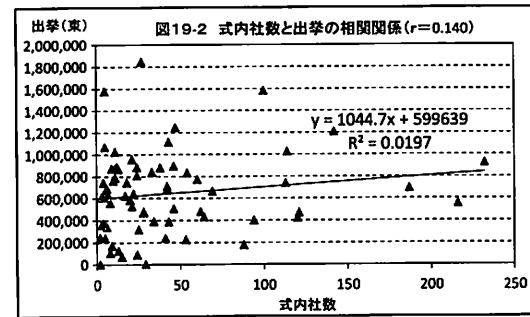
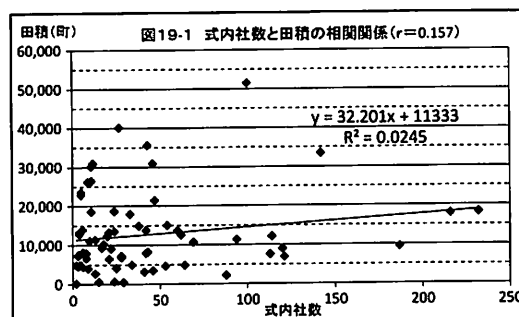
式内社数と田積の相関係数  $r$  は0.157、式内社数と出挙の相関係数  $r$  は0.140、両者とも相関関係は認められなかった。すなわち式内社数と米の産出量を指標とした経済力との間には、Z検定においても相関分析においても明らかな関係は無いことが示唆された。

今回の検索では経済的背景として米の産出量のみを対象としたが、それだけでは不十分である事は自明である。特に鉄、および木材の生産量については詳細に分析すべきであるが、それについては別の機会に譲りたいと思う。



有意差なし       $p < 0.05$        $p < 0.01$

有意差なし       $p < 0.05$        $p < 0.01$



## 6. 律令が定めた国力および都からの距離と式内社数の検定

律令は諸国を大国・上国・中国・下国の4等級に区分していた。この区分は各国の国情、時勢により変動したとされるが、これら等級区分の基準もまた詳らかではなく政治的色彩が含まれているとのみ記されている。各国は各区分毎に適正な納税の軽重が決められた。また、国司の格や人員もこれに基づいており、大国の守は従五位上だが上国の守は従六位下、中国・下国には介は置かないなどの決まりがあった。大国は13ヶ国、上国は35ヶ国、中国は11ヶ国、下国は9ヶ国であった。

また、地方行政区画の一環として、畿内からの距離によって国を分け、近国、中国、遠国の区分も為されていた。近国は都より近い位置にある国とされた（ただし畿内の国は分類に含まれない）。中国は畿内から中等度の距離にある国を意味する。遠い位置にある国は遠国とされた。畿内は5ヶ国、近国は17ヶ国、中国16ヶ国、遠国30ヶ国であった。上記の関係を表2にまとめて示した。このような区分が令制諸国の式内社数と関連するか否かの検定を試みた。

### (1) 国力と式内社数の関係 (図20)

大国1ヶ国の平均式内社数は80.5社、以下同様に上国37.9社、中国21.1社、下国28.8社であった。各国の式内社数について、社数に統計学的な差があるか否かの検定をt検定(両側検定)で行った。大国と中国、大国と下国の間には $P < 0.05$ で有意差があった。他の国の間に式内社数の有意差は無かった。

### (2) 式内社数と距離の関係

#### ①近国・中国・遠国と式内社数の検定 (図21-1)

1ヶ国当たりの平均式内社数は畿内より遠ざかるにつれ減少する傾向が認められた。有意性を確認するため、t検定にて統計学的検討を行った。畿内と遠国の間には $p < 0.05$ で有意差があった。近国と遠国の間には $p < 0.001$ で有意差があった。中国と遠国の間には $p < 0.05$ で有意差があった。畿内、近国、中国の間に有意差はなかった。他の国に比べ遠国では式内社数が有意に少ないことを示している。

表2 令制国の国力 ( )内は式内社数

	畿内	近国	中国	遠国
大 国	大和国 (216)	伊勢国 (232)	越前国 (114)	武蔵国 (43)
	河内国 (94)	近江国 (142)		上総国 (5)
		播磨国 (47)		下総国 (11)
				常陸国 (27)
				上野国 (12)
				陸奥国 (100)
				肥後国 (4)
13ヶ国	2ヶ国	3ヶ国	1ヶ国	7ヶ国
上 国	山城国 (120)	尾張国 (121)	遠江国 (60)	相模国 (13)
	摂津国 (62)	三河国 (28)	駿河国 (22)	下野国 (11)
		美濃国 (38)	甲斐国 (20)	出羽国 (9)
		備前国 (21)	信濃国 (40)	越後国 (54)
		美作国 (10)	加賀国 (42)	安芸国 (3)
		但馬国 (113)	越中国 (33)	周防国 (8)
		因幡国 (42)	伯耆国 (6)	伊予国 (24)
		丹波国 (69)	出雲国 (187)	筑前国 (11)
		紀伊国 (28)	備中国 (18)	筑後国 (4)
			備後国 (17)	豊前国 (6)
			阿波国 (46)	豊後国 (5)
			讃岐国 (24)	肥前国 (4)
	35ヶ国	2ヶ国	9ヶ国	12ヶ国
中 国		若狭国 (41)	能登国 (43)	安房国 (6)
		丹後国 (64)		佐渡国 (9)
				長門国 (3)
				石見国 (34)
				土佐国 (21)
				日向国 (4)
				大隅国 (5)
				薩摩国 (2)
11ヶ国	0ヶ国	2ヶ国	1ヶ国	8ヶ国
下 国	和泉国 (53)	伊賀国 (25)	伊豆国 (88)	壱岐国 (24)
		志摩国 (2)	飛騨国 (8)	対馬国 (29)
		淡路国 (13)		隠岐国 (15)
9ヶ国	1ヶ国	3ヶ国	2ヶ国	3ヶ国

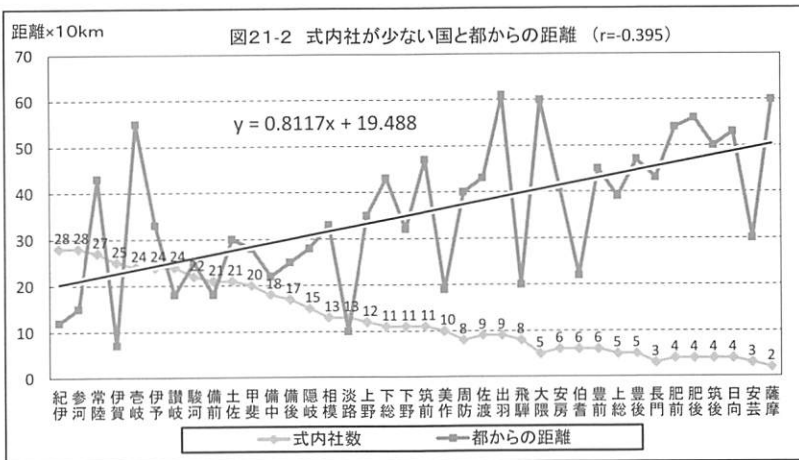
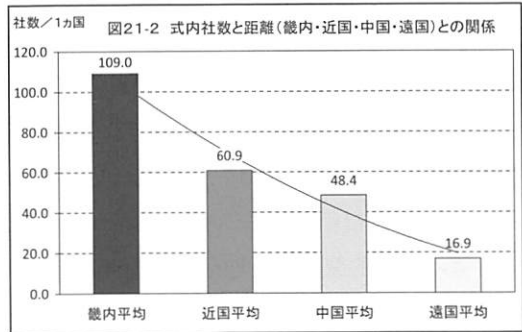
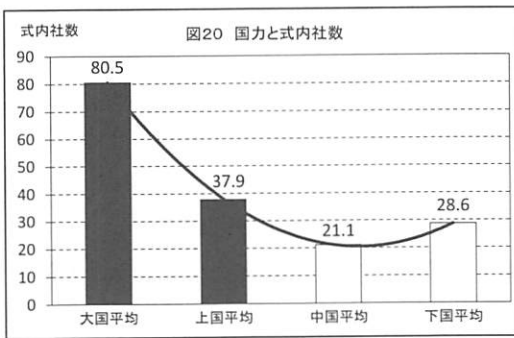
②実測距離と式内社数と関係 (図21-2)

有意に式内社数が少なかった40ヶ国について、実測距離と式内社数の相関係数を算出した。相関係数  $r = -0.395$  で式内社数と距離との間に弱い負の相関関係が認められた。また、最も遠い距離にあった対馬国、壱岐国の式内社数は比較的多く、これらを偏差として除外すると相関係数  $r = -0.59$  であった。式内社数は都から遠い国ほど減少する傾向が認められた。

(3) 式内社数と国力および距離の関係まとめ

国の等級と概ね一致していたのは人口、郡数・郷数、田積であった。以上の結果から律令が定めた国力は、令制国の人口、郡・郷数によって規定されていた可能性が示唆された。

都から令制国までの距離と式内社数の間に弱いながら負の相関関係が認められた。このことは式内社の管理統括に物理的距離が何らかの支障となっている事を推測させているものと考えられる。また壱岐国、対馬国の式内社数が距離に反して多かったことは、何らかの人為的意図が含まれているものと思われる。同時に伯耆国の式内社数の少なさも同様な連想が成り立つのではなかろうか。





## 7. 伯耆国の歴史的素地

伯耆国に式内社が少ない理由として、その歴史的素地の検討も行う必要があると考える。もし式内社選定までの間に伯耆国が歴史的に不毛の地であったなら、式内社数が少なくても納得がいくかもしれない。ここでは統計学的検討は控えて、式内社制定までの伯耆国の歴史を振り返ってみたいと思う。

### (1) 考古資料から

今までに発掘されている考古資料は伯耆国が弥生時代中期から古墳時代、飛鳥時代を経て平安初期に至るまで決して文明から見放された地域では無いことを如実に物語っている。

1997年（平成5年）の文化庁調査による遺跡所在件数では全国370,840カ所の遺跡が記載されている。1位兵庫県（25,406カ所）、2位千葉県（25,131カ所）、3位福岡県（16,968カ所）、4位静岡県（14,149カ所）に次いで鳥取県（13,192カ所）は全国第5位である。

特に弥生時代、出雲神族に特有とされる四隅突出型墳丘墓の経時的変遷を見てみると、妻木晩田遺跡を中心とした西伯耆から、順次東の因幡地方へ、その後西の出雲地方へと進展している事実がある。三次（弥生Ⅳ期）→伯耆・因幡（Ⅴ期1, 2）→出雲（Ⅴ期2, 3）→北陸（Ⅵ期）→東北（古墳前期）の順で、出雲地方より伯耆地方の発達時期の方が早い<sup>88</sup>。弥生後期の鉄器についても、伯耆、因幡での発掘量は出雲のそれを遙かに凌ぐと言える<sup>89, 90</sup>。

古墳時代に目を向けると、2001年（平成13年）の文化庁調査では全国合計161,560基の古墳所在件数が報告されているが、鳥取県（13,049基）は、1位兵庫県（16,577基）、2位千葉県（13,112基）に次いで全国第3位である。以下、4位福岡県11,311基、5位京都府11,310基と続く。前方後円墳の経時的発達も、四隅突出型墳丘墓と同様に、概ね西伯耆→安来→松江→出雲となる<sup>91</sup>。石馬谷古墳から発掘されたとする石馬は北部九州には数例あるが、本州では唯一の出土品である。石馬は福岡・熊本・大分3県で発掘され、福岡県の岩戸山古墳のものが有名である。また向山古墳群および石馬谷古墳が築かれたのが550年から600年頃で、磐井の乱の直後とされている。福岡県の岩戸山古墳は磐井の墓とされ、両者に石馬が存在するという事は両地域には密接な関係があった可能性は高い。

飛鳥時代の上淀廃寺からは、法隆寺金堂壁画と並ぶ日本最古級の仏教壁画が出土している。

### (2) 文献的史料から

『古事記』の三分の一は出雲神話に関するものだとも言われている。しかし、さらに記紀神話を読み進めてみるとその舞台は因幡の素戔、大国主命の手間山での受難、粟島と少彦名命の話が暗示する様に現在の鳥根県出雲地方ではなく、因幡・伯耆といった鳥取県にその中心があるようにも感じられる。しかし、正史の記載に伯耆国に関する傑出した記述は見あたらない。

少し時代を下るが『太平記』に伯耆安綱の記載があり、その代表作には大江山で酒吞童子を切ったという源氏代々の宝剣「鬼切」がある。伯耆安綱の生年は806年頃とする説と980年頃とする説があるが、刀剣史の観点からすれば後者が妥当とされている<sup>92</sup>。安綱が西伯耆のこの地で日本刀を製作したという伝承は何らかの史実の反映であり、近隣の丸山地区にはたたら製鉄跡もある事か

ら当地が鍛冶文化の先駆的存在であった可能性を否定することは出来ないと思われる。

以上より考古学的観点に立てば、特に弥生時代の西伯耆はかなり高い繁栄度を誇っていた地域であると推測される。古墳時代、飛鳥時代においても決して後進的な地域ではなかったと考えられる。しかし文献的史料からは、考古資料に匹敵するような伯耆国に関する傑出した記載は見あたらない。

上記の様に、考古資料と文献的史料の間には大きな乖離が存在すると思われる。

## 【考察】

### 1. 結果のまとめ

全国的に見ると、面積、人口等の諸要因に比較して式内社数が多かった令制国として伊豆国、壹岐国、対馬国が注目された。また、式内社数が少なかった令制国としては畿内との距離が近いにもかかわらず備前、備中、備後、美作国が注目に値した。これに関する詳細については今回は言及を避けることにし、伯耆国に関する考察のみを進めたい。

伯耆国の面積、人口、郡数・郷数、田積は全国平均より有意に少なかった。全国平均を上回っていたのは人口密度、耕作率、出挙であった。しかし山陰道内でみると他の国と比較してそれらの要因は決して劣るものではなかった。

今回の検索で式内社の選定において令制国の面積、人口、郡数、郷数、経済力（農業力）、国力は関与していないことが統計学的に実証された。歴史的素地については統計処理を行い得なかったが、これについても同様な事が言えると思われる。唯一、中央からの距離が式内社数と弱い相関関係（ $r = -0.395$ ）を示したが、これは中央との人的関係を反映するものかもしれない。人的関係は距離の二乗に反比例するという研究もある。この様な実態があったにもかかわらず、伯耆国に式内社が極めて少ないということは、推計統計学的見地からすれば偶然の出来事ではなく、何らかの人為的意図があったと考える方が合理的であると推測される。

ではその人為的意図とは何であったかについての考察を行う前に、当時の社会情勢を再確認する事から始めたい。

### 2. 『延喜式』編纂前後の社会情勢

#### (1) 中央の情勢

##### ① 『延喜式』の編纂とその前後の中央の情勢

律令制度は、律・令・格・式によって運用された。根本法典である律と令は改正せず、必要があれば格を出して改正・追加し、細かな施行細則は式によって定められた。『延喜式』は平安時代中期に編纂された格式で、905年（延喜五年）に第60代醍醐天皇（885 - 930）の命によって藤原時平らが編纂を始めた。『延喜式』は『弘仁式』、『貞観式』の重複部分を削り省いて併合したもので<sup>28</sup>、式内社がどの式から選定され始めたのかは定かではない。しかし『弘仁式』、『貞観式』は逸文しか残っておらず、その選定に関する考察は延喜式を参考にする他はない。

延喜式が編纂された927年頃の有力者は、藤原時平と対立していたと言われる弟の藤原忠平および宇多法皇である。第59代宇田天皇（867 - 931）は藤原氏を外戚としない天皇で897年に突然

醍醐天皇に譲位した。退位については藤原氏からの政治的自由を確保するためとする説や、また晩年は病気がちの醍醐天皇に代わって実際の政務を執っていたという説もある。

909年藤原時平が死去すると、その後は弟の藤原忠平が編纂に当たり、927年（延長5年）に一応完成した。このとき太政大臣は不在で、忠平は914年右大臣、924年左大臣となり、まさに権力の中樞に座することになった。当然式内社の選定に藤原忠平の意向があった事は否定出来ない。

権力にすり寄る勢力が優遇された反面、いわゆる抵抗勢力は憂き目にあったことも想像に難くない。藤原時平の存命時には、900年頃藤原氏に対する批判が込められたとされる竹取物語が記されている。筆者は紀貫之、紀長谷雄、源融、源順とも言われているが定かではない。最近の研究では文才があり時代的にも合い、藤原氏に恨みを持つ要因を持っているゆえに作者は紀貫之である可能性が高いともされている。紀氏と伴氏は応天門の変（866年）で藤原氏の謀略により失脚し、以後政界から遠ざかり紀氏は文人の道へと進んだ経緯がある。それゆえに藤原氏に対して恨みを持っていた可能性は否定できない。この様な状況の中、藤原氏を中心とした権力中樞に近い関係にあった地域の式内社数は多く、権力から外れたあるいは反発的な立場にあった地域の式内社数は少なかった事が考えられる。そうならば、伯耆国は中央権力と疎遠、あるいは反発的な関係にあったのかもしれない。

## ②式内社選定に関する神祇官の関与

式内社の選定に神祇官の影響が有ったか否かは定かではないが、神祇官の長官である神祇伯の官位は従四位下とされ、これは太政官の常置の長官たる左大臣（正二位または従二位相当）よりはるかに低く、左大弁・右大弁（従四位上相当）、大宰帥（従三位相当）、七省の長官たる卿（正四位下相当）より下であり藏人頭と同等である。従って式内社の選定に直接神祇官あるいは長である神祇伯が関与していた可能性は低いとも考えられる。しかし卜部のうち対馬から10人、壱岐および伊豆から5人ずつ卜術に優れた者を任命すると定められていた事実もある。式内社選定に当然地方側からの働きかけがあったことは容易に想像できる。壱岐国、対馬国、伊豆国に式内社が多いことの間には何らかの関連があったことを想像させる。

## （2）延喜式編纂前後の伯耆国の情勢

### ①八世紀から十世紀の伯耆国

701年の続日本紀の記載から始まるように、伯耆国周辺では疫病の流行、イナゴの害、風水害による不作が頻回に見受けられる。これに対して、租・調の免除や、賜給が施された。

九世紀になっても同様に不作が続き、伯耆国不作疫病のため863年、講師賢永一万三千仏、一切経を書写し、国分寺に安置された。その後、880年頃まで不作が続く。この様に、九世紀の伯耆国では不作と新羅対策の記述に溢れている。しかし900年頃の出挙を全国平均以上に納めているという事実は、正史の記載と矛盾するのではなからうか。不作については国司報告に基づくもので、不三得七法が示すように不作とした方が地方側には有利とも言える。

### ②伯耆国の国司

応天門の変直後、886年から伯耆国国司は伴貞宗であったが、延喜式編纂前後の889年から968

年に藤原公明が国司となるまでのおよそ80年間の伯耆国国司は不詳となっている。どのような理由で記載がないのか、これもまた不明である。

### ③伯耆国豪族の変遷

伯耆国では13代成務天皇期に天穗日命の末裔である兄多毛比命の兄の大八木足尼が波伯国造に定められたとされる。527年磐井の乱の後、西伯耆に北部九州との関連がある遺跡が増え、海人族である安曇族・宗像族が西伯耆に移入したとも考えられている。

飛鳥時代には額田部氏、日下部氏の記載や683年に伯耆造が連になったとされる。

742年（天平十四年）の「正倉院文書」に巨勢男柄宿禰の3人の息子の一人である星川建日子にちなんだ星川郷の記載があり、奈良時代には巨勢氏が当地に関わっていたとされる。

平安初期頃、紀氏、紀姓巨勢氏が鳥取県西伯郡岸本町を中心に繁栄していた。前述のごとく紀氏は平安初期に中央政界から退く憂き目にあっている。少し時代を下るが1014年には紀大人の末裔とされる紀致頼が伯耆守に就いている。また、紀貫之の兄弟である紀宗定や、致頼の甥に当たる紀成任の伯耆守就任の記載が紀氏系図にはあるが、正史には見あたらない。

しかし1021年藤原資頼が伯耆国国司として着任し、以後西伯耆も藤原氏の勢力下となる。

平安末期、「軍記物語」に村尾海六成盛が登場する。海六成盛は紀成盛と同一人物で、成盛は紀氏でありかつ海人氏であったとされる。紀氏が伯耆国に土着するためには、海人氏との婚姻関係を築く必要があったためといわれているが、これは西伯耆において海人氏の勢力が強かったことを物語っている証左ではなかろうか。伯耆国ではその根底に、藤原氏と紀氏・海人族を絡めた相克の様なものがあつたのかもしれない。

中央との関係を見ると隣国である因幡国、出雲国は、出雲国造家、因幡氏、伊福部氏など随所に中央との関係が記された文献が見受けられる。伯耆国には伯耆国本貫の陰陽師、伯耆国本貫の弩師の記載が有るのみで、中央との関連記事は極めて少ない。

## 3. 伯耆国と式内社

式内社の選定には人為的関与が大きく影響していたと思われるが、前記のごとく伯耆国では中央との関与がきわめて希薄であり、それどころか反駁していた可能性も否定出来ない。

唯物史観的に当時の伯耆国の経済状況を眺めると、先ず考えなければならないのは西伯耆の鉄である。銀・銅の採掘は官採で、鑄銭司が産銅所を管轄していた。鉄は私採であり、官の直接的な支配を受けていない。そのため、鉄の供給は庸調によってまかなわれていたとされる。914年、「伯耆国、鉄606延を稲の代わりに納める」との記載があることから伯耆国の鉄産出力は古来より相当のものであったと考えられる。当時、調の品目として鉄が指定されていた国は、伯耆・美作・備中・備後のみであった。これら令制国の式内社は全てにおいて有意に少ない。産鉄国と式内社数の間に何らかの関係が有った可能性を考えてみる価値も捨て切れないが別の機会に譲りたい。

また、伯耆国は諸国馬牛牧の設置国（全国18ヵ国、西国8ヵ国）であった。東伯郡八橋古布牧、西伯郡岸本町久古は私牧であった可能性が高いとされる。

この様に当時の西伯耆は、産業と軍事に欠かせない牛馬と鉄の産出国であった。それが官営で

はなく、私営であった事が注目に値する。一つの可能性として、基幹的な特産物を出せる経済的環境が逆説的に中央と伯耆国の関係を希薄なものにしたのかもしれない。

## まとめ

伯耆国の式内社数は推計統計学的に有意に少ない ( $p < 0.0001$ ) ことが実証された。式内社数の多寡を決定する要因としては、令制国の面積・人口・田積・出挙には依存せず、中央からの距離が最も関係しているという結果を得た。人的関係は距離の二乗に反比例するという研究もあることから、何らかの人為的意図によって式内社数が左右されたと考える方が合理的であると推測される。

当時の中央の政治実権は藤原氏の掌握するところであり、一方西伯耆では紀氏と海人族が繁栄していた。藤原氏と紀氏の歴史的関係は良好なものではなく、それが短絡的に当時の中央政府と伯耆国に当てはまるものではないかもしれないが、全く否定できる論拠もない。また、伯耆国の産出物の特殊性が相まって、伯耆国の式内社数に何らかの影響を与えたのではないかという仮説も成り立つのではなかろうか。

稿を終える当たり終始御懇篤なる御指導、御教示を頂きました伯耆文化研究会会長坂田友宏先生、そして米子市立図書館司書大野秀氏並びに御協力頂きました各位に深謝申し上げます。

## 【註】

- (1) 竹之内修 【統計学要論】 共立出版 1975
- (2) 市原清志 【バイオサイエンスの統計学】 南江堂 1990
- (3) 黒坂勝美 【新訂増補国史大系普及版・延喜式前篇交替式弘仁式】 吉川弘文館 1974
- (4) 内閣府 【日本帝国統計年鑑】 1882
- (5) 源 順 【和妙類聚抄】 930頃
- (6) 鬼頭 宏 「明治以前日本の地域人口」 【上智経済論集41】 所収 65 - 79 1996
- (7) 鬼頭 宏 【人口から読む日本の歴史】 講談社学術文庫 2000
- (8) 鬼頭 宏 【図説人口で見る日本史】 P H P 研究所 2007
- (9) 速水 融 【歴史人口学で見た日本】 文春新書 2001
- (10) 速水 融 【国勢調査以前日本人口統計集成】 原書房 1992
- (11) 池邊 彌 【和名類聚抄郡郷里驛名考證】 吉川弘文堂 1981
- (12) 【新修米子市史】 第一巻 通史編 原始・古代・中世 2003
- (13) 【新修米子市史】 第七巻 資料編 原始・古代・中世 1999
- (14) 【鳥取県史】 第一巻 原始古代 1972
- (15) 【鳥取県神社誌】 澤田文精堂 1934

- (16) 谷川健一、坂田友宏他 『日本の神々－神社と聖地』 第7巻 山陰 白水社 2007
- (17) 黒田一正他 『山陰の神々』 今井出版 2011
- (18) 鳥取県埋蔵文化財センターHP 「四隅突出型墳丘墓」
- (19) 野島 永 「弥生時代後期から古墳時代初頭における鉄製武器をめぐって」  
『河瀬正利先生退官記念論文集・考古論集』所収 2004
- (20) 窪田蔵郎 『鉄から読む日本の歴史』 講談社 2003
- (21) 柴田弘武 『鉄と俘囚の古代史』 彩流社 1998
- (22) 出雲市教育委員会 『四隅突出型墳丘墓の謎に迫る』 有限会社ワンライン 1995
- (23) 虎尾俊哉 『延喜式』 吉川弘文館 2008